

太陽光発電設備設置の適正化を図るための条例化に係る  
茅野市生活環境保全条例改正に関する  
パブリックコメント（第2回）にお寄せいただいたご意見と市の考え方

太陽光発電設備設置の適正化を図るための条例化に係る茅野市生活環境保全条例改正に関するパブリックコメント（第2回）を実施したところ、下記のとおり貴重なご意見をいただきました。  
いただいたご意見の概要とそれに対する市の考え方をまとめましたので、公表いたします。

記

○パブリックコメントの実施状況

1 意見の募集期間	2 意見の提出者数と件数		3 意見の提出方法別人数				
	提出者	件数	メール	郵送	FAX	持参	計
令和元年6月11日（火） ～ 6月25日（火）	8人	12件	2人		1人	5人	8人

※同一意見提出者から複数項目にわたるご意見をいただいている場合があるため、意見提出者数と意見件数は一致しない場合があります。

いただいたご意見とそれに対する市の考え方（※同様のご意見については集約している場合があります。）

No.	該当する箇所等	いただいた意見の概要	市の考え
1	3（太陽光発電事業者の責務） 施設基準（事業の運営に関する事項）	<ul style="list-style-type: none"> <li>改定FIT法では、20キロワット未満の発電所では所有者の明示が義務づけられていません。所有者名が明示されるようにしてください。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ご意見を参考に施行規則で定める施設基準を規定していきたいと考えています。</li> </ul>
2	4（事前協議）	<ul style="list-style-type: none"> <li>重要な事項です。変えないでください。</li> <li>市との事前協議の段階が設けられたことは、業者の適正な事業計画の保障がされやすいと考えられます。とても良いと思います。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>今後、本条例を制定し、適切に運用していくことで、太陽光発電施設の安全性・信頼性を高めてまいります。</li> </ul>
3	4（事前協議）	<ul style="list-style-type: none"> <li>事前協議では「適正な事業」の厳しい選別ができるような体制が必要だと思います。茅野市の指導で適正な太陽光発電が進んでいると内外に公表できるレベル、茅野市では適正な再エネの普及が進んでいることを発信できるようになることが重要だと思います。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ご意見を参考に条例や施行規則を定め、適切に運用していきたいと考えています。</li> </ul>
4	5（説明会の開催）	<ul style="list-style-type: none"> <li>事前説明会の開催が義務となったことは、大変重要だと考えます。しかし、説明会の方法が具体的でないので、今までのように事業者ペースで進められてしまう懸念が残ります。市が事前協議の内容をあらかじめ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ご意見を参考に条例や施行規則を定め、適切に運用していきたいと考えています。ただし、説明会は事業主体である太陽光発電事業者の責務において実施されるべきものであり、そのうえで近隣住民等の理解を得るよう</li> </ul>

		<p>公表して、確認事項を明確にした上で説明会が開催されるような段取りができると思います。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・説明会の進め方について形式があると良いと思います。市が中立の立場で司会をする事が可能であれば、対等に説明会が進められるのではと考えます。今までは、事業者が司会・説明をし、問題点があった場合、住民は意見が言いにくく着地点が見つけられないまま、結論が出せない状態で終了となってしまいました。再開の必要性も含め、市が関わる必要があると思います。</li> </ul>	<p>に努めることを事業者に強く求めていきます。</p>
5	5 (説明会の開催)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・近隣の住民の理解を得るとはどのような内容としているのでしょうか？</li> <li>・住民の希望や約束が守られるようにするにはどの様にしたらよいか不透明だと思います。</li> <li>・住民が理解・了承したという手続きはどのようなものなのでしょうか。印鑑について終了とするのでしょうか。反対者が残る場合はどうするのでしょうか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・太陽光発電事業者が事業計画を届け出る際には、説明会の議事録の添付を求めることを考えています。議事録の中で事業者が近隣住民等の理解を得るように努めているかを確認していきます。</li> </ul>

6	5（説明会の開催）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・山林などに太陽光発電設備を設置する場合、多くの木を伐採し設置するので、自然の保水力の低下、水質の悪化が懸念されます。また貯水池を作りそこに溜まった水を河川に流す事により、漁場の水質の悪化等も考えられます。漁業組合が管理する川、漁業権の設定されている川に放水する場合は、漁業組合への説明と同意書を求めます。</li> <li>・設置場所の近隣住民並びに茅野市民の説明会に留める様、要望します。理由は事前協議が終了した時には既に、茅野市の生活環境保全条例が適用となり、茅野市長、茅野市役所関係各所の指導、助言等が有効になることから事前協議終了以後、他地区の反対派や、全国各地の反対派等が説明会に参加しだすと茅野市長、関係各所としても収集がつかなくなるからです。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・いただいた意見を参考に「近隣住民等」の範囲を施行規則で定めていきたいと考えます。</li> </ul>
7	7（事業の変更等）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・転売で事業者と連絡が取れない場合、どうするのでしょうか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・太陽光発電事業者が転売等事業計画の届出内容を変更しようとする場合は、変更届の速やかな提出を義務づけることを考えています。</li> </ul>
8	9（事業の廃止等）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・太陽光発電システムは設置後18年から25年で劣化し、スクラップになります。問</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・撤去費用については、国で制度設計を含めて毎月の売電価格から徴収する方法を検討して</li> </ul>

		<p>題はそのころ果たして現在の太陽光発電システム販売施工業者が健全経営を維持しているかという点にあります。最悪のシナリオは、ソーラー製造会社は破綻・太陽光発電システム販売施工業者の破綻、設置15年後メンテナンスが利かずに売電できなくなった太陽光発電システムが産業廃棄物になり、その場に放置されたままの異様な光景と発電に伴う電気的な危険を背負ったままいつまでもその場に手つかずのまままで荒廃化するといったことが予想されます。そのため、施工時に撤去処分料を行政側が前もって徴収してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・撤去費用を担保する仕組みが必要だと思います。</li> <li>・改正FIT法で廃棄の積立金を義務付けてほしいです。</li> <li>・最終的に違法廃棄されることが無いためにはどうしたら良いでしょうか。</li> </ul>	<p>いますので、その流れを注視したいと考えています。</p>
9	11（指導又は助言）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・近隣に対して住宅の温度上昇や景観面で不備が出た場合、行政指導により直ちに改善命令を出してほしいです。</li> <li>・住民説明会の説明と一致しない内容が発生</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・近隣住民等の生活環境に著しい影響を及ぼすおそれのある場合などには、太陽光発電事業者に対してその状況等について報告を求め、必要な措置を取るよう指導又は助言すること</li> </ul>

		<p>した場合、行政による設備の改良改善命令を出してほしいです。</p>	<p>を考えています。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・住民説明会の議事録と一致しない場合は、必要な措置を取るよう指導又は助言することを考えています。</li> </ul>
10	14 (施行期日)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国からすでに事業計画の認定を受けている場合に、申請時には市のガイドラインを参考に手続きを進めていたものが、その後の市の条例により新たに規制されることは納得できません。素案の施行日を「工事の着手」から「事業計画の認定申請」に変更すべきだと思います。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・素案の「設置工事に着手する」を「事業計画の認定申請を提出する」に見直しを検討します。</li> </ul>
11	その他 (規制の遡及)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・さかのぼって既存の太陽光発電設備に対しての規制が必要だと思います。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・既に設置されている太陽光発電設備については、「茅野市再生可能エネルギー発電設備の設置等に係るガイドライン」において、事業者は設備の設置により周辺環境への影響が認められた場合は、改善のための措置を講ずるよう努めるものとしています。</li> </ul>
12	その他 (近隣住民の同意)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・5 (説明会の開催) において「・・・近隣住民等の理解を得るよう努めなければなりません」とあります。重要ですがこの文言だけでは歯止めになりません。同意書作成など文書合意を求めるべきです。</li> <li>・住民への説明部分において、もう少し強制</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・近隣住民等の同意書は、憲法の財産権等に抵触する可能性があるため、素案のままとさせていただきます。近隣住民等への配慮として、太陽光発電事業者が事前に事業計画の説明会を開催することや近隣住民等の理解を得るよう強く求めていきます。</li> </ul>

		<p>力の強い文言が必要だと思います。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・近隣住民全員の賛成での施工設置許可をお願いします。</li> </ul>	
13	<p>その他 (国民負担)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・太陽光発電システムで発電された電力は、電力会社の送電網を經由して発電所に送られて、そこから家庭や事業所に送電されています。太陽光発電システム所有者は売った電力で儲かりますが、販売した電力は、国民負担になっており2019年現在年間2兆4000億円を国民が負担しています。商業太陽光発電システム所有者や設備販売会社の利益のために、国民全体が大きな負担を強いられる構造が果たして正しいのでしょうか。今一度幅広い層で議論されてはいかがでしょうか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・太陽光（再生可能エネルギー）の国民負担については、国で議論している事項になります。市で規定できる事項ではないため、ここでは対象外とさせていただきます。</li> </ul>
14	<p>その他 (その他)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害の原因になった場合、事業者が対応できない場合はどうなりますか。市が対応することになるのでしょうか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ご意見として今後の参考とさせていただきます。</li> </ul>
15	<p>その他 (その他)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・20年後の事業終了後、農地・林地に戻すことは難しいと思います。利用放棄地が茅野市では益々増えることとなります。市のイメージダウンにつながると思います。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ご意見として今後の参考とさせていただきます。</li> </ul>